

事務連絡
令和4年12月9日

各 都道府県・市区町村 生活保護担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局
保護課
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活保護の申請者等が緊急小口資金等の特例貸付を
利用していた場合の対応について（依頼）

日頃より、生活保護の適正な運営に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年3月から本年9月まで、都道府県社会福祉協議会において、コロナ禍における生活困窮者を支援するため、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下「特例貸付」という。）が実施されており、令和5年1月から償還が開始されます。

この特例貸付については、借受人及び世帯主が住民税非課税（令和5年1月から償還が開始される緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付については、令和3年度又は令和4年度が住民税非課税）である場合には、償還を免除することとしており、現在、各都道府県社会福祉協議会において、特例貸付の借受人に対して、償還免除や償還に係る相談等の案内等を行っているところです。

また、償還期間中においても、償還開始の翌年以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合や生活保護を受給した場合等には、残債の全部又は一部の償還が免除されることが定められています。

つきましては、福祉事務所において、保護の申請者や相談者及び被保護者が特例貸付の借受人である場合には、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 保護の申請者や相談者への対応

福祉事務所において、保護の申請や相談等があった際に、当該保護の申請者や相談者が特例貸付の借受人であることが判明した場合には、

- ① 特例貸付の償還期間中に被保護者である場合には、都道府県社会福祉協議会への申請により特例貸付の償還が免除される場合があること
- ② 保護の受給に至らなかった場合であっても、借受人及び世帯主が住民税非課税である等、特定の免除要件を満たす場合は、都道府県社会福祉協議会への申請により特例貸付の残債の全部または一部の償還が免除される場合があるほか、病気、失業、収入減少その他の事情により償還困難な場合には償還猶予等が可能な場合があること

から、保護の申請者や相談者に対して、都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に償還免除の申請等に関する相談を行うよう、別添の案内リーフレットも御活用いただきながら御案内をお願いいたします。

2 被保護者への対応

上記1以外の既に保護を受けている特例貸付の借受人についても、特例貸付の償還期間中に被保護者である場合には、都道府県社会福祉協議会への申請により特例貸付の償還が免除される場合があることから、都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に償還免除の申請等に関する相談を行うよう、別添の案内リーフレットも御活用いただきながら御案内をお願いいたします。

なお、上記1、2ともに、返済に関する相談窓口については、都道府県社会福祉協議会から借受人宛てに送付された免除案内やホームページ等により御確認いただくよう併せて御案内をお願いします。

また、上記1の①により案内した被保護者も含め、特例貸付の償還免除について案内した被保護者に対して、償還免除の申請手続きが行われているか等を必要に応じて御確認いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置 「緊急小口資金等の特例貸付」返済免除について

返済免除のポイント

- 返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。
①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- **借受人と世帯主が住民税非課税**（均等割・所得割いずれも）であれば、**返済免除**の対象とします。そのほかの世帯員の課税状況は問いません（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。
- 免除要件等は、資金種類により異なります。（下記図参照）
- 上記以外にも、判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合のほか、返済中に借受人の死亡や失踪宣告、生活保護の受給、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた場合、自己破産等の返済中も返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
- **返済免除は申請が必要です**（※対象の方は自動的に免除されるわけではありません）。社会福祉協議会からの通知をご確認のうえ、期限内の申請をお願いします。転居等で申請時と住所が異なる場合は、貸付申請の手続きをした社会福祉協議会までご連絡ください。

免除要件と免除上限額

資金種類	免除要件	免除上限額	返済開始時期 ※免除とならない場合等
緊急小口資金 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和5年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（延長貸付分）	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（再貸付）	令和6年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和7年1月～

※1 返済開始時期については貸付を受けた時期により異なる場合があります。また、借受人の希望により据置期間を短く設定した場合、この限りではありません。

※2 返済免除後も、自立相談支援機関等が継続的な支援を行います。

返済が困難な方へ関係機関のご案内

就労・家計等の支援

一緒に家計を見直してほしい、自分に合った仕事を探したい、債務整理について知りたい、生活を立て直したいなど、生活にお困りの場合は、自立相談支援機関があります。こちらの窓口をご利用ください。ハロワークなど、必要な関係機関にもおつながりします。



自立相談支援機関一覧
(厚労省ウェブサイト)

主な相談窓口	支援内容
自立相談支援機関	家計改善支援事業等、生活全般についてのお困りごとの相談ができます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf
ハロワーク	職業相談・職業紹介だけでなく、就労準備や職業訓練等の支援を行います。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/hellowork.html



ハロワーク一覧
(厚労省ウェブサイト)



多重債務や法律関係の相談

法律専門家等による法律相談や債務整理（個人再生、自己破産等）におつながりします。

【利用対象者】 特例貸付以外の債務を抱えてお困りの方

主な相談窓口	電話	支援内容
消費者ホットライン (消費生活相談窓口)	188	消費者トラブルについて相談できるお近くの消費生活相談窓口をご案内します。
日本司法支援センター (法テラス・サポートダイヤル)	0570-078374	経済的に余裕のない方を対象に、法律専門家等による相談、弁護士・司法書士費用等の立替制度等をご案内します。
日本弁護士連合会 (ひまわりお悩み110番)	0570-783-110	お近くの弁護士会の相談センターにつながり、相談予約等をご案内します。
司法書士総合相談センター		お近くの司法書士総合相談センターで破産、任意整理等の解決方法や生活再建の相談ができます。 https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/consultation/center_list/
多重債務相談窓口		金融庁ウェブサイトに多重債務の相談窓口一覧を掲載しています。 https://www.fsa.go.jp/soudan/

法テラスサポートダイヤル
(日本司法支援センターウェブサイト)



司法書士総合
相談センター一覧
(日本司法書士会連合会ウェブサイト)



多重債務相談窓口一覧
(金融庁ウェブサイト)

返済に関する相談

返済にお困りの方は、まずは相談窓口までご相談ください。毎月の返済額を一定期間減額できたり、返済が猶予される場合があるほか、償還期間中であっても返済が免除される場合（表面の「返済免除のポイント」参照）があります。また、必要な関係機関の支援におつながりします。

【利用対象者】 返済免除の対象ではないが返済が困難な方

【相談窓口】 お住まいの都道府県により異なります。詳しくは都道府県社会福祉協議会から送付された免除案内、ホームページ等によりご確認ください。



【その他お問い合わせ】 生活福祉資金貸付相談コールセンター

0120-46-1999 (9:00~17:00 土日祝日除く)